

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第4/四半期(令和8年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な 理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和8年4月24日	第八十八栄伸丸	曳船兼押船	株式会社栄伸海事工業 (法人番号: 2260001016802)	岡山県 倉敷市	令和8年1月20日	発航前の検査の未実施 及び操練の未実施等に 関する違反事実を確認 したため。	戒告 (船員法第8条、第 14条の3第2項等)	中国 運輸局
	第三大晴丸 第十三興徳丸	貨物船	御前崎海運株式会社 (法人番号: 6240001037409)	広島県 豊田郡 大崎 上島町	令和8年3月11日	航海の安全の確保及び 航海当直部員の証印を 受けていない者に当直 をさせていた等に関する 違反事実を確認した ため。	戒告 (船員法第14条の 4、第117条の2第1 項等)	中国 運輸局

※公表理由: 船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

中国運輸局 運航労務監理官

電話082-228-8708